

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

議事録

開催日時：令和5年12月18日（月）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

＜出席者＞（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学 副学長兼情報学部長
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
熊田 亜紀子	東京大学大学院工学系研究科 教授
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 論説委員
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
水流 聡子	東京大学大学院工学系研究科 特任教授
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
野々内さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会 理事
藤野 珠枝	主婦連合会 住宅部
古田 英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

・オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会
オンラインマーケットプレイス協議会
一般財団法人家電製品協会
一般財団法人製品安全協会
全国中小企業団体中央会

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般社団法人日本玩具協会

日本チェーンストア協会

一般社団法人日本リユース機構

一般社団法人日本リユース業協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 中間取りまとめ（案）

<議事>

（1） 中間取りまとめ（案）について【審議】

開会

○佐藤製品安全課長 15時でございますので、定刻になりました。

本日の事務局を務めさせていただきます経済産業省製品安全課長の佐藤でございます。よろしく
お願いいたします。

ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会（第13回）を
開催させていただきます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、大変御多忙のところ、御出席いただき
まして、ありがとうございます。

本日も、Teamsによるオンラインで開催させていただきまして、YouTubeにて議事を公開してござ
います。

それでは、以降の議事進行につきましては、三上委員長にお願いしたく存じます。委員長、よろ
しくお願いいたします。

○三上委員長 では、まず、事務局より、委員の出席状況の御報告と議事録の取扱いについての
御説明をお願いいたします。

○佐藤製品安全課長　引き続き、事務局でございます。

それでは、まず、委員の皆様の御出欠の状況についてでございます。

本日は、釘宮委員、そして水流委員から御欠席の連絡を頂戴しておりますが、その他の委員の皆様方におかれましては御出席いただいているところでございます。

また、議事の取扱いについてでございます。

本日は、オンラインでの開催としておりまして、YouTubeでの動画配信を行っております。

議事の動画につきましては、会議後に経済産業省の審議会サイトにて掲載いたしますので、御認識いただければと思います。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

会議の定足数について、委員の出席者が過半数を超えているということでございますので、本日の小委員会は成立していることを確認いたしました。

では、続いて、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○佐藤製品安全課長　では、引き続き、資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、事務局から事前にお送りいたしましたPDF資料を御参照いただければと思います。また、画面上でも、説明に沿いまして資料を表示させていただきますので、こちらも併せて御参照いただければと思います。

資料につきましては、議事次第、委員名簿、資料1となっております。

もし会議中、通信の不具合や御不明な点などございましたら、電話やチャット機能などをお使いいただきまして、事務局にお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は1点でございます。冒頭、事務局から御説明いただき、その後、まず、委員から御意見を頂戴し、委員から一通り御意見を頂いた後で、オブザーバーの各団体から御発言いただくといった流れで進めたいと思います。

では、事務局より、まず、資料1に基づきまして、説明をお願いいたします。

議事

○佐藤製品安全課長　それでは、資料1を御覧いただければと思います。中間取りまとめ（案）ということでお示しさせていただいてございます。

前回11月、そして前々回10月と委員の皆様にご審議いただきまして、大変ありがとうございます。前回11月の小委員会の最後に少し申し上げましたとおり、これまでの御審議を踏まえまして、整理の案ということで、本日、用意させていただいてございます。

こちらはPDFを御覧いただければと思いますが、20ページ以上で、割と大部にわたってしまっていてございますので、恐縮ですがポイントを絞りながら御説明申し上げたいと思っています。

まず、1枚おめくりいただければと思います。2ページ目、「目次」と書かせていただいております。

冒頭、「はじめに」、そして最後、「おわりに」と書かせていただいておりますが、その間は、第1章ということで、現状について御説明させていただきます。

その次、第2章といたしまして、環境変化・課題と、それを踏まえまして、まさに皆様にご審議・御議論いただきました制度的措置や取組の方向性といったところにつきまして御説明させていただきます。

3ページ目でございます。まず、「はじめに」と書かせていただいております。

一部の説明で恐縮でございますが、まず、最初の段落を御覧いただければと思います。改めまして大変恐縮でございますが、製品安全4法の構造につきまして触れさせていただいております。

2行目、製品安全4法につきましては、危害のおそれのある製品等を指定するとともに、製造・輸入事業者に対しまして、技術基準への適合などの義務を課させていただきます、それによりまして製品の安全を確保しているという法体系になってございます。

4ページ目でございます。こうしたことを踏まえまして、第1章、現状といったところでございます。今ほど申し上げました製品安全4法における規制の内容について、「その中でも」という段落以降で、少し書き下しながら整理をさせていただいております。

一方で、「概要」の下の3行を御覧いただければと思いますが、製品安全行政といたしましては、今ほど言及申し上げました法律の執行・運用に加えまして、2行目あたり、消費者の皆様への情報提供、また、我々は「PSアワード」と呼んでございますが、製品安全に積極的に取り組んでいただいている企業の表彰制度なども併せまして、取り組ませていただいております。

5ページ目でございます。重大製品事故の状況についてでございます。真ん中に棒グラフを描かせていただいております。棒グラフにありますとおり、ここ数年の重大製品事故につきましては、毎年1,000件程度で推移しているところでございます。

棒グラフの下に説明文を少し加えさせていただいてございますが、重大製品事故の原因について分析させていただきますと、製品起因の事故の割合が30.8%に対しまして、いわゆる誤使用などによるものにつきましては28.8%となっているところでございます。

安全な製品の製造・輸入をしっかりとするという取組と併せまして、消費者の皆様への正しい使用方法の周知、また、誤使用が起きにくいような製品づくり、そして、そうした製品が選ばれる環境づくりといった取組も必要だと認識しているところでございます。

6ページ目でございます。こちらは、先ほど言及させていただきました重大製品事故の原因分析の結果について、表でお示したものでございます。

7ページ目でございます。ここから環境変化・課題と制度的措置や取組の方向性についてでございます。まさに本小委員会で御審議いただいた内容のエッセンスの部分でございます。

まず、1つ目の大きなテーマでございます、「海外事業者からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための対応」についてでございます。

まず、初めに、環境変化と課題でございます。

①インターネット取引の拡大としてございますが、まさに一番大きな環境変化は、インターネット取引の拡大に伴うものといったところでございます。中ほどに図をつけさせていただいてございますが、電子商取引の市場規模やその割合につきましては、年々増加、右肩上がりの傾向となっているところでございます。

8ページ目でございます。その内訳について、少し御紹介したものでございます。「物販系分野のB to C - E C市場規模」と書かせていただいておりますが、②生活家電、⑤生活雑貨、⑥衣類といった、私どもの製品安全の観点で対象となり得る製品につきましても、E C化率が非常に高まってきていることを御覧いただけるかと思えます。

9ページ目でございます。下の図を御覧いただければと思います。図6でございます。前回の委員会でもお示した図でございますが、先ほども少し言及申し上げました重大製品事故が起きてしまった製品につきましても、その入手経路を分析いたしますと、インターネット取引経由の製品の割合が2019年は10.7%だったのに対しまして、2022年につきましては19.4%まで拡大しているといったところでございます。

こうしたことも踏まえまして、インターネット上で取引される製品の安全確保をどのように図っていくかといった点が一つの課題という認識を持ってございます。

10ページ目でございます。また、インターネット取引を通じまして、新たな取引形態も出てきているという認識を持ってございます。

一番上の段落でございます。昨今、インターネットモールなどを通じまして、特に海外の事業者が国内の輸入事業者などを介さずに、直接、国内の消費者に対して製品を販売するといった形態も出てきていると承知してございます。

こうした流通形態におきましては、先ほど冒頭で少し申し上げましたが、製品安全4法の義務を果たすべき製造事業者・輸入事業者が国内に存在しないということになってしまいますので、製品安全確保上の課題が生じつつあるという認識を持ってございます。

11ページ目でございます。こうした課題も踏まえまして、経済産業省といたしましても、これまでも、インターネットモール事業者の皆様にご協力いただきながら、取組を進めてきたところでございます。

初めの段落の上から3行目、4行目あたりを御覧いただければと思います。2020年7月には、違反等が多いリチウムイオン蓄電池等の製品につきまして、インターネットモール事業者の皆様にご協力いただき、不適合品でないことを出品時に確認いただくという出品前確認をお願いしているところでもございます。また、その下の段落、「また」から始まる段落でございますが、経済産業省といたしましても、2020年11月からは、ネットパトロール事業といたしまして、インターネットモール上で販売されている製品につきまして、適切な表示がなされているかどうかの確認をするための事業もスタートしているところでございます。

12ページでございます。上のほうに図を描かせていただいております。上の図が、2021年度のネットパトロール事業の結果でございます。一番上、青い四角の中にごございますとおり、604品目を対象として選定いたしまして、確認を行いました結果、PSマークの表示違反があったものは、中ほどにごございますとおり、82品目といったところでございます。また、疑義があったものにつきましても、その横でごございますが、81品目が確認されているところでございます。82と81の合計の163品目につきましては、インターネットモール事業者の皆様にも御協力いただきながら、出品削除に至っているところでございます。

12ページ、今御覧いただいております図の下の段落でございます。加えまして、本年、2023年の6月からは、大手のインターネットモール事業者の皆様との自主的な取組といたしまして、製品安全誓約、いわゆるプレッジもスタートしたところでございます。法令違反の製品などの出品削除といったことを取組の柱として進めていただいているところでございまして、この小委員会でも、このプレッジ（製品安全誓約）につきましては、期待とともに、評価の声を頂戴したところかなと承知してございます。

12ページの真ん中より少し下に（2）と書かせていただいております。ここから、こうした課

題を踏まえましたが具体的な措置事項について、まとめさせていただきます。

まず、①でございます。「海外から直接販売される製品の安全確保のための措置」と書かせていただいております。

(ア)といたしまして、海外から直接販売をする事業者をどのように位置づけていくかといった点についてでございます。その下に3行ございますが、こちらは、現行の製品安全4法におきましては、今申し上げたような直接販売の形態についてはあまり想定されていなかったことを少し述べさせていただきますが、その下、「一方で」から始まる段落については、その流通形態につきまして、改めて踏まえますと、当該直接販売をする者につきましては、現行の規制対象である製造・輸入事業者と同様に、製品の我が国市場への第一次的供給者として捉えることができるのではないか。このことから、規制対象となることを明確化してはどうかと考えているところでございます。

まず、事前規制といたしまして、対象製品を直接販売する場合には、1枚おめくりいただき、13ページの上でございますが、届出をしていただくとともに、あわせて、安全の観点からの技術基準への適合を求め、適合している場合には、PSマークを付すということにいたしまして、このマークがないと販売できないようにしてはどうかと考えてございます。

また、事後規制といたしまして、重大製品事故が発生してしまった場合には、国に対して報告していただくことを求めるように、措置を講じていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

13ページ目、図の下でございます。(イ)と書いてございます。国内において必要な措置をとる者についてでございます。

先ほど申し上げました海外から直接販売する事業者をある意味で規制の対象とする一方で、これらの当該事業者につきましては、海外にいることもございまして、国内において必要な措置を取る者を選任することが必要という議論を、これまでの小委員会でもしていただきました。

その2段落目でございます。「具体的には」から始まる段落でございますが、海外から直接販売する事業者が届出を行う際には、必要な措置を取る者といたしまして、国内管理人の選任を求めるとし、届出に際しましては、当該国内管理人の氏名・住所等も併せて届出をしていただくことを求めていくことができればと考えてございます。

その際でございますが、こちらは前回の小委員会でも御指摘いただきましたが、当該国内管理人の備えるべき条件などにつきましても、引き続き、しっかり検討が必要と考えてございます。

14ページ目でございます。②と書かせていただいているところを御覧いただければと思います。

インターネットモール等を通じた製品の安全確保のための措置についてでございます。

製品安全4法においてインターネットモール事業者の皆様につきましては、御自身が製造・輸入事業者などに該当しない場合は、規制対象ではないという状況でございますが、先ほども言及いたしましたとおり、自主的な取組といたしまして、製品安全誓約（プレッジ）の取組をスタートしていただいているところでございます。

②の下の段落の下から2、3行目あたりを御覧いただければと思いますが、実際に、今年の11月には、10月の実績といたしまして、29件の出品削除を実施された旨が公表されてございまして、まさにその取組が実効性を上げてきていただいているところでございます。

こうした自主的な取組を最大限尊重し、署名された事業者の皆様には、こうした取組を進めていただく一方、署名されていない事業者も想定されるところでございます。こうした観点から、消費者の安全確保のため、また、本来であれば、冒頭申し上げましたように、製品安全に対しましては、製造・輸入事業者にしっかりと責務を負っていただくところでございますが、その取組を補完する観点から、インターネットモール事業者の皆様に対しまして、違反製品等のインターネットモールの利用停止の要請等ができるような仕組みを措置したいと考えているところでございます。

「具体的には」以降でございますが、要件といたしまして、消費者の生命・身体に危害のおそれがあり、また、2つ目のポツでございますが、製造・輸入事業者等による措置が期待できないといった場合につきましては、先ほどの繰り返しになってしまいますが、インターネットモール事業者に対しまして、当該製品のインターネットモールの利用停止等を要請する仕組みを図れればと考えているところでございます。

14ページ目の下から15ページ目の頭にかけては、③と書かせていただいておりますが、届出情報の公表に関する措置についてでございます。

製品安全4法におきましては、今、届出情報の開示請求制度がございますが、こちらの制度は、取引をする際に、その取引相手が必要な届出の手続を行っているかどうかを確認するためなどに設けられているものでございます。

14ページ目の下に3行ございますが、ここにありますとおり、昨今、様々な流通形態が生まれ、また、取引の迅速性も重視される中、必要な届出を行っているかどうかを確認するニーズも高まっているのではないかと認識してございます。

15ページ目でございます。特に今般、先ほど少し言及申し上げましたように、海外から直接販売する者も制度として位置づけるといったことにも鑑み、例えば、インターネットモール事業者におきましては、出品する事業者が必要な届出を行っているのかどうかの確認をしていただくとか、ま

た、小委員会の中でも、消費者自身においても公表された届出の情報を確認することができるような仕組み、こうしたことに資するように、届出情報を公表することができないかと考えているところでございます。

15ページ目の中ほど以降でございます。大きな（3）取組を進めるに当たっての留意事項についてでございます。新しい流通形態などを踏まえた措置の方向性について少し御紹介申し上げましたが、現行法の執行も当然重要な課題でございます。

15ページ目の下のほうの図にございますとおり、現行法の執行におきましても、技術基準違反等の事案が見受けられているところでございます。こうしたことに鑑みまして、こうした違反事例には引き続き、しっかり適切に対処していきたいと考えてございます。

15ページ目、一番下の2行でございます。また、具体的な違反ないしは事故等への対応につきましては、インターネットモール事業者の皆様はじめ、関係事業者とも連携しながら、取組を進めていきたいと考えてございます。

16ページ目でございます。特に輸入品で違反事例が多いといった実態に鑑みますと、これも前回の委員会で御指摘いただきましたが、海外に対しまして、日本の制度をしっかりと発信していくことも重要だと認識してございます。

16ページ目の真ん中ほど以降が、大きな2つ目のテーマでございます、「玩具などの子ども用の製品の安全確保のための対応」についてでございます。

まず、（1）環境変化と課題についてでございます。

（1）の下でございますが、平成29年におまとめいただいた消費者安全調査委員会における報告書によりますと、2008年から17年までの約10年間で、玩具によりまして、7件の気道閉塞事故があることなどを報告いただいているところでございます。

また、この報告書の中では、保護者へのアンケートも実施いただいているところでございまして、玩具による子どもの誤嚥事故の経験があると回答されたケースについて見てみますと、事故の8割以上が3歳未満で起きてしまっていることなどが確認されてございます。

17ページ目でございます。上の図は、今申し上げたアンケート調査結果を図示でお示したものでございます。17ページ目の真ん中以降、「こうした」から始まる段落でございますが、国といたしましても、今年の5月には、マグネットセットや水で膨らむボールといった製品につきまして、規制対象として追加したところでございます。

一方で、17ページ目の最後の段落でございますが、それ以外の玩具等の子ども用の製品につきましては、規制対象とはなっていないというのが現状でございます。

18ページ目でございます。真ん中ほどの図でございますとおり、玩具につきましては、多くの国で事前規制が導入される中、我が国においては、これまでは、日本玩具協会のS Tマークによりまして、長らく安全確保の取組をしていただいているところでございます。

一方で、S Tマークは自主的な取組でございまして、当該マークを取得していないケースもあると承知してございます。こうしたことから、玩具を含めた子ども用の製品の安全をどのように確保していくのかといった点につきまして、これまで本小委員会でも御議論いただいていたところでございます。

19ページでございます。大きな(2)と書かせていただいております。こうした課題を踏まえました制度的措置と取組の方向性についてでございます。

まず、①でございます。子ども用の製品による事故を未然防止するための措置といったところでございます。先ほどの大きな1番目のインターネットの議論ともやや連動いたしますが、海外からの製品も多く入手しやすい環境となっている中、上から3行目、後半のあたりでございますが、事前規制がないことから、諸外国で技術基準に適合しないとして、製品の販売が禁止されたような製品であったとしても、日本国内ではその流通を防止することができないといった状況になってしまっているのが現状でございます。本小委員会の議論においても、委員の先生方から、我が国の子どもを守れない危機的状況ではないかといった御指摘も頂戴いたしました。このため、子ども用の製品につきまして、事前規制の対象とする必要があると考えているところでございます。

具体的には、幾つかポツを書かせていただいておりますが、対象となる事業者には届出を求めるとともに、安全の観点から、技術上の規格・基準への適合を求め、適合している場合には、その旨を示すマークを付していただきまして、このマークがあるものでなければ販売できないといった仕組みを講じることによって、安全確保を図っていけないかと考えてございます。

その下でございます。対象となる製品につきましては、まさに今後の検討事項ではございますが、玩具につきましては、先ほど冒頭で少し御紹介しましたような事故の様態、リスクの状況なども踏まえて、まずは低年齢層の玩具を対象にすることから検討してはどうかと考えてございます。

また、玩具以外の製品につきましては、ベビーカーや抱っこひもといった海外で規制対象となっている、ないしは事故の発生状況などを踏まえながら、対象をしっかりと考えていきたいと考えてございます。

続きまして、19ページ目の下の部分でございます。②子ども用の製品の特徴を踏まえた必要な措置についてでございます。19ページ目の②の2段落目以降あたりにポツが2つございますが、子ども用の製品の特徴を踏まえますと、ほかの製品と同じように、初めのポツでございます技術基準へ

の適合をしっかりと求めていくといったことに加えまして、その下でございますが、製品の特性を踏まえ、対象年齢やそれに応じた警告表示の義務の履行も求めていく。その双方がないと販売することができないといった仕組みにできないかということを考えているところでございます。

20ページ目でございます。前回の小委員会でも御指摘いただきました一番上の3行でございます。偽った対象年齢を設定するなどの行為が起きることがないように、製品の実態を踏まえた制度の運用に当たっていきいたいと考えてございます。

20ページの上から4行目あたり、③でございます。制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置についてでございます。特に、10月の小委員会におきましても、委員等から、玩具等の流通の実態を踏まえると、市場には多くの流通在庫等が存在しているといった御指摘を頂戴いたしました。

2つ目の段落でございます。「こうした」から始まる段落でございますが、こうした流通実態などを踏まえますと、制度導入以降であっても、導入前に製造・輸入された製品につきましては、措置の対象外としてはどうかと考えてございます。その際、安全確保の観点からいきますと、STマークやSGマークといったマークが製品に付されていることも想定されるかと考えてございます。こうした民間における安全確保の取組について発信を行っていくことで、消費者の皆様の安全な製品の選択に資することも重要なかと考えてございます。

20ページ中ほど、④でございます。中古品の取扱いに関する措置についてでございます。前回の小委員会では、この論点につきまして、多く御指摘を頂きましたが、昨今の環境などを踏まえまして中古品市場の重要性といった点につきましては、同じ御認識を頂戴したかなと認識してございます。④の下、例えば3行目あたりを御覧いただければと思いますが、政府におきましても、3Rやサーキュラーエコノミー等を推進するとともに、リユースの具体策といたしまして、製品の適切な長期利用を促進するリコマースといった施策分野につきましての取組を進めるとともに、こうしたビジネス分野も伸長してきているという認識を持ってございます。

21ページ目でございます。上から3行目あたりを御覧いただければと思いますが、こうした昨今の国内外の環境配慮への流れを踏まえまして、中古品市場への対応を考えていくことが必要と考えてございます。

その下の段落でございます。「もっとも」から始まる段落でございますが、一方で、特に玩具等のこども用の製品、一部の製品につきましては、製品の本体が非常に小さいなどの理由で、製品本体へのマーク・表示がなかなか難しいといったことも実態かなと推測してございます。このため、製品本体ではなくて、容器包装にマークを付すことが多いことも想定されますが、特に中古品市場に

おきましては、容器包装がないまま製品が流通することも十分に想定されますし、そういったケースが多いと認識してございます。

その下の段落、「こうしたことも踏まえ」の段落でございますが、子ども用の製品のうち、マークなどの確認が困難な中古品につきましても、もちろん安全に資することを前提とした上で、販売できる仕組みを考えることが必要ではないかと考えてございます。具体的には、「その際」以降でございますが、前回の小委員会でも御指摘を頂きましたとおり、消費者に対しまして、製品の劣化なども踏まえた注意喚起をしっかりと図っていく。また、消費者御自身におかれましても、中古品であることを御認識いただいた上で、しっかりと対応していただくこと、また、販売に際しましては、安全確保の観点からの体制がしっかりと取られていることなどの確認をしっかりと求めた上で、販売いただけるような仕組みとしてはどうかと考えてございます。

その下の「なお」から始まる段落でございますが、前回の小委員会でもオブザーバーの団体などから、中古品の安全確保に関する業界における取組の検討についても御紹介いただきました。国における制度と併せまして、こうした動きが製造事業者の皆様や関係事業者の協力の下で進められていくことで、安全な中古品市場の健全な発展に資することが期待されるのではないかと考えてございます。

21ページ目でございます。(3) 取組を進めるに当たっての留意事項の項目でございます。こちらにつきましては、本小委員会でも何度か御指摘を頂いておりましたとおり、民間の任意のマークでございますSTマーク、SGマークによりまして、これまで子ども用の製品の安全が確保されてきたところでございます。こうした取組につきまして、引き続き、しっかり尊重しながら、民間における取組と、今般、我々が検討しております国による取組が共に機能することで、社会全体として、子どもの安全を確保することができるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

22ページ目でございます。真ん中あたりに大きな3として「その他の措置事項」と書かせていただいております。こちらにつきましては、大きく2点記載してございます。

まず、1点目は、事故の調査などにおける情報の活用についてでございます。現状、重大製品事故の調査はN I T Eに担っていただいているところでございますが、当該調査をより実効的に行っていただくことが可能となるように、上から3段落目、「こうした事態を回避するためには」の段落の上から4行目あたりを御覧いただければと思いますが、事故調査の実施の際に、事業者から国に、製品安全4法に基づいて、届出の情報を提供いただいておりますので、この情報につきまして、N I T Eに対しても提供できるような仕組みを措置できないかと考えてございます。

大きな2点目が、その下、「また」から始まる段落でございます。今ほど届出について言及しまし

たが、届出に際しましては、現状、工場の情報も届け出ているところがございます。

一方で、実際の製品の仕様や設計、製造管理につきましては、工場に対して委託などを行う企業側で決定いたしまして、工場側では詳細を把握できていないといったケースもあると承知してございます。こうした場合も想定いたしますと、届出に際しまして、画一的に工場情報を求めるのではなくて、製品の仕様や設計などを決定している委託企業側に対しまして、いろいろな確認を速やかに行うことができるような状態としておくほうが、より実効的な安全確認ができるのではないかと考えてございます。届出をしていただくに当たりまして、こうした対応が可能となるような措置も併せて考えていきたいと考えてございます。

23ページ目は、22ページ目からの続きでございます。最後、24ページ目でございます。「おわりに」のページでございます。こちらのパートにつきましては、これまで言及してきた措置事項・取組に加えまして、本小委員会を通じてのメッセージを発信できないかと考えてございます。

上から3行目あたりを御覧いただければと思いますが、10月以降、小委員会の皆様に御審議いただいてまいりました。特に、現時点で現出している課題を捉えまして、課題の具体的な措置について御審議いただいたところがございますが、委員会においては、今後出てくる課題に対しても機動的に対処できるようにしていくことが必要であるといった御指摘も頂戴いたしました。

国におきましては、こうした御指摘を踏まえ、消費者の生命または身体に対する危害を防止するといった観点から、制度面での検討を絶え間なく行っていくことが必要かと認識してございます。

その次の段落、「一方で」から始まる段落でございますが、製品安全の確保の観点からは、私ども国のみならず、事業者の皆様、消費者の皆様の取組も同じく重要かと認識してございます。

特に今般の小委員会におきましては、環境変化に迅速に対応していくという観点からは、もちろん国による制度面の検討をしっかりとやっていくのですが、より柔軟な対応が可能な民間事業者の皆様の取組の有効性も多くお示しいただいたかなと認識してございます。

少し例示を挙げさせていただいてございますが、インターネットモールの事業者の皆様におかれましての製品安全誓約（プレッジ）に基づく取組、また、こども用の製品におけるSTマークやSGマークの取組、また、審議の中では、中古品事業者の皆様で取組の検討が進められていること、また、製品安全を意識したデザイン開発などについても言及いただきました。

こうした民間事業者の皆様の取組と連携しながら、新たな課題に向き合っていくことが適切であるという指摘を、まさに委員の皆様から頂戴したかなと考えてございます。

あわせて、24ページ下のほう、「また」から始まる段落でございますが、小委員会では、消費者の皆様への消費者教育ないしは消費者の皆様理解を深めていただくための取組の重要性につい

ても多くの御指摘を頂戴いたしました。製品事故の状況やインターネット取引の拡大といったことを踏まえても、消費者の皆様の一一人一人に、製品の購入や使用に当たりまして、安全性を意識して対応いただくことが非常に重要になってくると我々としても考えてございます。

そのためにも、国や事業者においては、消費者の皆様にもそういった安全性を重視した行動を促していただくことができるような情報発信、情報提供に努めるとともに、事業者の製品安全に関する取組が市場において価値として認識されまして、それがさらなる取組を促すといった好循環を生み出していくことが、今後の絵姿としては必要かと認識してございます。

最後の段落でございますが、消費者生活用製品安全法は1973年に制定されてございますので、本年、2023年は50年目というタイミングでございます。環境は大きく変化してございますが、法目的でございます「一般消費者の生命または身体に対する危害の防止」という目的は当然変わるものではございません。そのためにも、25ページ目でございますが、国はもちろん、事業者の皆様、消費者の皆様、それぞれで、製品安全の観点から取組をしっかりと進め、相互の理解が進むことで、我が国の製品安全文化の定着を図っていきたくと考えてございます。

以上のようなメッセージを、小委員会を通じて発信できないかというのが「おわりに」のポイントでございます。

最後のページは、委員の皆様、オブザーバーの皆様の名簿をつけさせていただいてございます。

すみません。冒頭、説明がやや冗長になってしまって申し訳ございませんが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○三上委員長　　ありがとうございました。これまでの委員会での議論を非常にきめ細かく拾い上げていただいて、丁寧なドラフティングをしていただいているなと感じましたが、本日も委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

まずは、委員の皆様からの御発言を受けたいと思いますので、御発言される方、挙手ボタンでお示しく下さい。

それでは、まず、遊間委員、どうぞ御発言ください。

○遊間委員　　御説明ありがとうございました。

今までの議論の内容がきちんと網羅されていると思います。

1点、12ページの図8の下に、製品安全誓約（プレッジ）の説明が初出するところがございますが、こちらはあまり聞き慣れない単語でございますので、もしよろしければ、下のほうに簡単な注もしくは消費者庁のホームページのリンクなどを付けていただくと、読んでいる方の御理解が進むのかなと思います。また、製品安全誓約（プレッジ）にいち早く参加していただいた参加事業者様

のお名前も消費者庁のホームページにございますので、そういったことをお示しするのがよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

それでは、古田委員、どうぞ御発言ください。

○古田委員　古田でございます。ありがとうございます。

私も、本会でのいろいろな御意見を踏まえて、しっかり整理していただいていると思っております。

一方で、制度設計上、本会で結論づけられていない引き続きの検討事項も幾つかあると認識しております。これは現時点で仕方がないことかなと思っておりますが、制度上、様々な関係者の皆様がおられると思うのですけれども、本会で以前にも申し上げましたとおり、法の効果・実効性が確保できるように、さらに御検討いただければと思っております。

最後に、委員の立場ではございますが、22ページで、N I T E の製品事故に対する調査について御説明いただきました。今後も、安全確保の観点から、皆様の御協力をお願いしたいと思います。一言付け加えさせていただきます。以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、倉貫委員、どうぞ。

○倉貫委員　読売新聞の倉貫です。

ありがとうございました。非常に丁寧な取りまとめをしていただいたと思います。

その上で、14ページのところで、提供される消費生活用製品について、危害が発生するおそれがあると認められて、かつ連絡がつかないなどの理由の場合に、利用の停止等を要請できるようにするとあり、では、国内管理人を置いていない場合は、どう対処するのかというところで、次のページに、製品輸入業者の届出情報を確認して、確認できない場合は、出品を認めないといったことが期待されるとあるのですが、これが期待されるというので、今後の制度設計をどのようにしっかりとやるのかというあたりの検討になるのかもしれませんが、努力規定でもないのか、何かちょっと弱いかなという印象を受けます。以上です。ありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、続きまして、藤野委員、どうぞ御発言ください。

○藤野委員　主婦連合会・藤野でございます。

丁寧な御説明ありがとうございました。よくまとめていただいたと思っています。

これまでもずっとこの図で説明いただいていたのですが、12ページの図8のところでP Sマークが表示されていて、その「表示違反疑義」や「表示違反」というところを赤くしていますけれども、実はこの表は、その前の全604品目のうち、「連絡不可」190とか、連絡は取れたけれども、「返答なし」91といったあたりも本当は大きな数字だと思っているのですね。ネットパトロールをいただいているということで、消費者として、かなり安心したのですが、私はこの数字を見て、もともと604の中で、P Sマークの「表示違反なし」が145で、全体の4分の1しかないということは大きな問題点だと思います。違反の赤いマークだけでなく、「連絡不可」や「返答なし」のところでも、例えば黄色いマークとかをつけていただいたほうが、ネット上では、これだけ厳しい現状があることが分かるのではないかと思います。これが1点でございます。

もう一つは、こども向けの製品については、中古市場のお話を詳しく掘り下げていただいて、それらをどう扱うかということについて今回も詳しく書き述べていただいておりますが、実際は、1つ目のインターネット取引の中でも、中古製品の流通は非常に多く存在していて、それらに対しては、今回は話題にはなりませんでしたが、実際は課題があると私は思っております。そういったあたりも今後のところで少し書き込んでいただけたらというのが私の希望です。この点はこの委員会の議事では出てきていないことは認識しております。以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。12ページのデータは、御指摘のとおり、貴重なデータですね。「連絡不可」、「返答なし」という数字も、皆さんに少し御注目いただく必要があるなと私も感じました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、坂本委員、次、神山委員という順序でお願いいたします。

まず、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員　鳴門教育大学の坂本です。

皆様のおっしゃるとおり、非常に丁寧に取りまとめていただきまして、書かれている内容も、しっかり整理されて、取り組んでいくことが大事だと感じております。

今、中間取りまとめということで、これから最終取りまとめに向けてということになると思いますので、最終取りまとめに向けて、こういう点をさらに詰めていくといった課題みたいなものを少し挙げられているといいのかなと感じた次第です。

以上です。

○三上委員長　ありがとうございます。

後ほど事務局からまとめて御回答いただきたいと思います。

神山委員、どうぞ御発言ください。

○神山委員 山梨大学の神山でございます。

まず、中間取りまとめで、ここまでしっかりまとまりまして、この中間取りまとめを提示して、パブコメなどで広く皆様の御意見を伺いながら、さらに最終のまとめがよいものとなればと思いましたが。

特に、今、皆様から出ましたが、資料の11、12ページの、ネットパトロール事業において、表示違反が多いという結果、また、15ページの図11の試買テストの結果も、不適合が結構多くなっているということで、このような結果は、大手ネットモールを中心に行った結果であるということで、製品安全誓約（プレッジ）というのはこれまでなかった取組で、とても評価できるもので、2日以内に削除するといった取組ですけれども、現在、違反や出品削除要請が多いという結果から、ネットモール事業者は、それぞれの事業者に対して、安全性の確保の徹底をしてほしいと思いましたが。

また、ネットモール事業者においても、出品された製品に関しても随時確認するような仕組み、経済産業省のしているようなネットパトロールを、例えばネットモール事業者自身で実施するなど、一層努力が必要だなということが読み取れました。

特に、14ページには、「ネットモール等を通じた製品の安全確保のための措置」というのがあり、具体的な記述があることは評価できることだと思います。

また、玩具については、この委員会で皆様から、特に中古の取扱いが課題になっているということが出され、これについても、21ページに、「こうしたことも踏まえ」ということで、対応例の記述が入っていることも評価できます。

情報提供ということで、まず、事業者やネットモール事業者が具体的にを行う安全性の取組をそれぞれが明文化して、消費者に分かりやすく示すことが重要になると思われ、最後の「おわりに」にもありましたが、消費者は、安全性の確保をしている事業者、ネットモール事業者から購入したほうが良いといった消費者教育も同時に進めていく必要があると思いましたが。

以上となります。

○三上委員長 ありがとうございます。

今回、できれば委員の皆さん全員からのコメントをと思いますので、まだ御発言のない委員の方、特にありましたらお願いいたします。

野々内委員、どうぞ。

○野々内委員 ありがとうございます。私たち委員に与えられた2つの論点を、タイトではありましたが、短い期間に皆さんと討議させていただき、このようにまとめていただきまして、ありが

とうございました。

私は消費者の立場ですので、インターネットのこと、ネットモールのこと、こどもの玩具のことですが、いずれにしても、国とネットモール、民間業者さんとがタッグを組んで前に進めなければいけません。

さっき先生もおっしゃったように、最後の「おわりに」の文章の中にも入れていただきましたが、私たち消費者に対しての教育の場もとても重要だと思っていますので、これからもしっかり示唆してください。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、西田委員、どうぞ。

○西田委員　　西田です。

中間取りまとめ、御苦労さまでした。

特にこどもの安全のところは、以前から私も指摘してきたところですが、事前規制に向けて大きな第一歩かなと思っていて、非常に画期的な報告になったかなと思います。

例示されている水で膨らむおもちゃでしたか、ちょうど1週間前、アメリカのウォルマートやアマゾンで販売を自粛したという記事が載っていました。つまり、売ってよかったのをやめたということなのですが、これに関しては、日本は逆転して、日本では、これはもう禁止になっていますね。非常に有効な措置が取られたかなと思います。今後、こういうことがどんどんできるようになっていくことをぜひ期待したいと思っています。

1点は、この報告書に入れてほしいという意味ではないのですが、N I T Eさんでされている重大事故のいろいろな分析ですけれども、規則で、重大製品事故全部の報告がちゃんと上がってきていないのではないかと考えていて、結構漏れているものがあるのではないかと考えていますので、病院を定点としたサーベイランスもあるので、そういうものも併用しながら、今後見ていくというところも必要かなと思いました。

今回の取りまとめ、非常に御苦労さまでした。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

熊田委員、どうぞ御発言ください。

○熊田委員　　短い時間にこれだけのものにまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

本当に感想になってしまうのですが、技術の進歩で、昔では考えられなかったようなルートで、

物が手軽に買えるようになったということで、今後も、新しい、思いもよらぬような販売形態がまだまだ出てくるのかなと思うのですが、そういう世の中の動向を絶えず見ながら、出来上がったものをだんだんアップデートしていただければと思います。できたところから、その先のアップデートを考えようというのもなんなのですが、数年たつと、商売の仕方が結構変わっているのではないかなと思いますので、ぜひとも細やかな見直しをかけられるようなもので考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○三上委員長　　ありがとうございました。

安好委員、何か御意見ございますか。

○安好委員　　ありがとうございます。キッズデザイン協議会の安好でございます。

取りまとめ、ありがとうございました。

私は、24ページの「おわりに」のところに「事業者や消費者を含む『製品』に係る多様なプレーヤーが、それぞれの役割・立場に応じた取組を進める」という文言がございますが、これは、我々の団体としてもしっかりと対応させていただきたいと思っています。消費者の理解の増進とか、企業の製品開発者の皆様にこういった取組が伝わるように、周知や注意喚起にもお役に立てればなど思った次第でございます。ありがとうございました。

○三上委員長　　皆様、ありがとうございました。

これで、本日御出席の委員の皆様から全員コメントを頂いたことになりますので、ここで事務局から、頂いた御発言へのコメントを頂ければと思います。

○佐藤製品安全課長　　改めまして、事務局の製品安全課の佐藤でございます。

これまで、10月以降の御審議もそうですし、また本日も御指摘を頂きました。委員の皆様、御指摘を賜りまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

委員の皆様から今ほど頂いた御指摘についてでございます。

まず、遊間委員から、12ページ、プレッジの取組について言及いただいたかと思います。例えば、参加されている事業者様の名前とか、ここを見れば、取組の詳細が分かるといった部分などについても、注書きなども含めて言及してはどうかとの御指摘を頂きました。

こちらは御指摘のとおりだと思いますので、追記する方法で調整させていただければと考えているところでございます。

また、古田委員からは、今回の中間取りまとめがまとまった以降も含めて、実効性をしっかり確保できるようにといった御指摘を頂きました。

我々としては、まずは一回、中間取りまとめという形で整理できればと思いますが、制度面の措

置を含めまして、どう運用して実効性のあるものにしていくかというのが何よりも重要という認識を持ってございますので、そこも含めて、しっかり考えていきたいと考えてございます。

倉貫委員から、14ページ目ないしは15ページ目あたり、インターネットモールを通じた製品の取扱いあたりについて言及いただいたかなと思ってございます。

ここの記述の趣旨でございますが、まず、インターネットモール上で、安全ではないような製品が見つかった場合の対応としましては、さっきの遊間委員からの言及にもありましたように、プレッジに参加されている事業者様におかれましては、それに基づいて、出品削除も含めた取組をしっかりとやっていただく。これによって、消費者の皆様が安全でない製品が行き渡ることをしっかり防いでいきたいと思ってございます。

一方で、全ての事業者様がプレッジに参加されているわけではない。今後も、全ての事業者様が御参加となるかどうかは分からないところもございまして、プレッジに参加されていないインターネットモール事業者のモール上で、もし安全でない製品が販売されているといった場合には、そちらの事業者に、出品削除について、しっかり要請ができるような仕組みを構築していきたいと考えてございます。

また、国内管理人についても言及いただきました。

まず、届出をしていただくときに、国内管理人をしっかりと求めていくことが大事かなと思ってございますし、場合によっては、その届出情報の公表などによりまして、インターネットモール事業者様もそちらが確認できる、ないしは消費者の方御自身も届出情報がしっかりと確認できるといった措置をすることによりまして、安全でない製品が流通することがないような環境づくりを図っていただければと考えてございます。

また、ネットパトロール事業については、多くの委員の皆様から御指摘を頂きました。

12ページ目の上の図について、藤野委員に御指摘を頂いたかと思えます。違反の事例ということで82件、疑義が強いものということで隣の81件という数字を申し上げましたが、上の604から枝分かれするところの190といったところについても言及いただいたかなと思ってございます。

この点、大変申し訳ございません。私が先ほど説明をはしょってしまったのですが、1ページ前の11ページを御覧いただければと思います。「なお」からはじまる最後の段落の5行上あたりでございます。

まさにこの190件を念頭に、直接連絡がなかなか取れなかった事業者さんもいらっしゃるということで、この出品者の多くは海外の方だったということも、課題として私どもも認識しているところでございます。こういった海外から直接販売されるような事業者の皆さんに直接連絡が取れずに、

いろいろな課題が残ってしまっているという問題意識も含めまして、直接販売される事業者についても制度の対象に入れるとともに、国内でしっかり対応してもらうための国内管理人を置いてもらうといった仕組みを、今回の審議を通じてつくらせていただければと考えているところでございます。

また、藤野委員から、中古品市場の取扱いについても御指摘を頂いたかと思っております。リアルの店舗のみならず、インターネット販売なども、中古品を販売されているケースもあるのではないかと御指摘も頂戴いたしました。まさに御指摘のとおりかと思っております。

我々としましても、ネットであれ、リアルであれ、中古品市場が安全にという観点で、どういふ対策が取れるかというのはしっかり考えていきたいと思っておりますし、一方で、恐らくC to Cみたいな取組なども念頭に置かれているのではないかと思います。C to Cをどのように位置づけていくかというのは、製品安全の世界のみならず、消費者行政全体としてもなかなか難しい課題であることは事実かなと思っておりますが、関係省庁とも連携しながら、何ができるかというのはしっかり考えていきたいと思っております。

また、中間取りまとめの位置づけについて、坂本委員等から御指摘を頂きました。

これは、今回一回、皆様に御審議いただいたもので整理させていただければと思っておりますが、今後、具体的な制度措置を講じていったりして、詳細な制度設計などもしていくにつれまして、最終の取りまとめという位置づけに変えていければと考えているところでございます。このタイミングでは、一旦、中間取りまとめという形で整理させていただきまして、その後、最終取りまとめという形で、しっかり整理ができればと考えてございます。

また、神山委員や野々内委員からは、消費者教育の重要性を改めて御指摘いただきました。

我々としましても、消費者の皆様いろいろなことをしっかりお伝えできるような情報発信をしていければと思っております。

西田委員から、こどもの安全性を中心に御指摘いただきまして、大きな第一歩だという御指摘も頂きました。これは、古田委員からの御指摘への回答と重複しますが、実効性あるものにしっかりしていきたいと考えてございます。

また、熊田委員からは、技術の進歩や新しい販売形態もあるのではないかと御指摘も頂きました。「おわりに」に書かせていただきましたように、不断の見直しはしっかりと進めるとともに、こちらはややお願いになってしまいますが、国の制度でもしっかり検討していければと思っておりますが、関係事業者の皆様、また、委員の先生方ないしはオブザーバーで参加いただいている皆様方とも協力させていただくことによりまして、迅速な製品安全の確保の実効性を持たせていきたい

いと考えてございます。

最後、安好委員からも、キッズデザインの取組を念頭に、企業の取組についても言及いただきました。我々としても、そういった企業の取組が消費者の皆様にしっかり伝わるような環境づくりを図っていければと考えてございます。

私から、一旦、以上でございます。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございました。

では、続きまして、オブザーバーの各団体の皆様から御意見を頂戴したいと思います。御意見がございましたら、挙手ボタンを押していただければと思います。

それでは、まず、片岡オブザーバー、お願いいたします。

○片岡オブザーバー オンラインマーケットプレイス協議会の片岡です。

取りまとめ、ありがとうございました。

5点発言したいと思います。

取りまとめの文章そのものというよりは、それに付随することなのですが、まず1つ目、海外から直接販売する事業者への対応についてですが、特に、これから詳細が決まるであろう国内管理人の中身については、モール事業者としても協力したいと思っていますので、モール事業者とも協力して、その実態を踏まえた適切な内容になるようにしていただきたいなと思っています。効果が出るようにという観点です。

2点目が、モール事業者への要請についてということです。こちら、プレッジに参加していないところもあるので、この内容自体に異論があるわけではないのですが、「製造・輸入事業者等」の「等」の中に、恐らく販売事業者も入っているとは思いますが、基本的に、モール事業者は販売事業者と契約関係があるということがありますので、販売事業者との関わりを軸にして、要請などができるようにしていただくのがいいのかなと思っています。もちろん、製造・輸入業者が販売事業者と同一といったこともあると思うのですが、立場としては、販売事業者とモール事業者ということになりますので、そのあたりは配慮していただければと思います。

それから、先ほど、ネットモールでのパトロールやモニタリングをやってほしいという話がありましたが、既にやっております。ただ、販売事業者から得られる情報だけでは判断に苦慮することもございますので、その意味で、届出情報の公表には大いに期待したいところでございます。

次に、玩具ですが、中古品、あるいは制度が始まる前に製造されたものについて、新しい規格・基準への合致が確認できているかどうかという観点と、事故が起きてしまっているかどうかというのはまた別の観点ですので、もし中古品や古い製品で事故等が起きるようであれば、それはそれで

しっかりリコール対応などをしていただくようにしていただければ、例えばC to Cも含めて、それこそプレッジなどの流れに応じて削除などができますので、そこは、もし事故等起こしているのであれば、しっかりやっていただきたいなと思っています。

最後に、先ほど、今後の中間取りまとめの取扱いについて発言がありましたが、これは、一旦、パブリックコメントなどで広く意見を募ることを考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、製品安全協会様、お願いします。

○関オブザーバー 製品安全協会の専務理事の関でございます。

どうも取りまとめ、御苦労さまでございました。

これからお出しするコメントは、既に今日、事務局にお送りしておりますので、後ほど共有していただければと思います。

内容としては、報告書の枠組み等について、少し補足、確認させていただくことと理解しています。

まず、この報告書の中で、玩具以外で強制規格の対象とする事例として、ベビーカー、抱っこひもが挙がっております。両品目とも製品特有の安全上のリスクがあるからこそ、SGマークの対象品目となっています。そのような製品の場合は、製品の設計・性能上の安全基準、表示だけにとどまらず、適切で分かりやすい取扱説明書が備わっていない場合には、消費者庁が示しているとおり、製品の欠陥とみなされることがあるということでございます。したがって、玩具一般とは区別して扱っていただいたほうがよろしいと考えています。

また、このような製品について、国が技術基準を定める際に、国際基準、欧州の基準、アメリカの基準をそのまま受け入れるのではなくて、日本の特有のインフラや製品の使われ方、あるいは安全に対する社会の認識などにも配慮して設定いただく必要があろうかと考えています。

例えば抱っこひもです。この製品は、前かがみになったときなどに、こどもが落ちるというリスクがあり、実際、そういうケースがたくさんあるのですが、欧米は、使用者が注意すべきとの考えに立っています。

日本では、こどもが落ちる事例が多発しまして、社会問題化しました。そのため、2014年に東京都の商品等安全対策協議会がSG基準の強化などを求める提言を行っています。それを受けまして、2015年にSG基準が改正されて、うっかりバックルの1つを留め忘れた場合でも、こどもが落ちに

くいという内容を要求することとなりました。事業者さんによっては、欧米の基準には適合しているが、SG基準には適合できていないという製品に対して、附属品をつけることで適合させるといった対応を取ってらっしゃるところもあります。

それから、もう一つのベビーカーですが、これは、海外では必ずしも折り畳まないで使用する仕方が多いように見えますが、日本では頻繁に折り畳んで使用するというのが一つの特徴になっています。そして、折り畳みの際に、こどもの指が挟まれる事故が発生し、中には、あわや指を切断という事故が相次ぎました。

この件に関しては、メーカーは、保護者の不注意で、製品の欠陥ではないという主張をされたのですが、国民生活センターが保護者の不注意のみによる事故とは判断できないということで、製品の改善を2007年に求めています。これを受けて2009年にSG基準が改正されまして、指挟みをしにくい構造を求めることになりました。

加えまして、海外の基準に適合していても、道路交通法では、歩道で使えないことになっているといった製品もございます。したがって、国をして技術基準を定める際には、このような国内の事情に配慮することが必要であろうと考えております。

最後に、中古品に関する問題ですが、玩具一般で中古品市場の重要性は理解いたします。他方、SGマークの対象品目のような場合、中古品となりますと、どうしても安全リスクを免れません。中古市場で、耐用年数を超えて売られている製品には危険性があるのだということをしっかりと認識していただく必要があると考えています。また、もしもそれによって事故が発生した際には、販売者及びプラットフォームにも責任が及びかねないこともしっかりと認識していただく必要があらうと考えております。そして、耐用年数を超えた製品は、安全のために買い換えることが望まれるということも周知していただく必要があらうと思います。

以上、製品安全協会としてのコメントでございます。ありがとうございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本リユース業協会様、どうぞ。

○岩崎オブザーバー　　日本リユース業協会事務局長の岩崎と申します。よろしく申し上げます。

本日は、参加させていただいて、ありがとうございます。

協会から1点だけ要望がございまして、20ページ、21ページに、リユース業界における玩具についての記載がございましたが、その市場に応じては、外箱や説明書がないものが多くございまして、ここの取扱いを進めていく上では、メーカー様の御協力は欠かせないものかなと感じております。

具体的に、商品の詳細や基準適合性などの情報を、リユース品を取り扱う事業者やオンラインモ

ールの事業者の方々が活用できるような状態にしておくことが重要かなと考えておりますので、そちらに関して、本省を通じて、ぜひメーカーの皆様に御協力いただけますと幸いです。

適合マーク自体が本体についていることが一番望ましいと思うのですが、そちらが今後、外箱以外のところにもどれだけつけられるかというところも重要になってくると思いますので、そちらもお願いできればと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、日本チェーンストア協会様、どうぞ。

○牧野オブザーバー 日本チェーンストア協会の牧野でございます。ありがとうございます。

こどもの製品の関係で2点申し上げます。

1つは、19ページの下のほうで、マークが2つついているものでなければ販売してはならないという点でございます。これはこれで、安全を確保するために必要なことだと思うのですが、これに加えて、前回お示しのあったS Tマーク、S Gマークも存続させるということになると、マークが2つも3つもついて若干複雑になるので、どういうマークというのはもちろんですが、そのマークの表示方法についても、流通業者、販売業者、消費者が分かりやすいものになるような、例えばガイドラインみたいなものを示していただければと思います。それが1点です。

続いて、次のページの、規制導入前に製造・輸入された製品についてなのですが、先ほどの日本リユース業協会の方の御発言にも近いのですけれども、それがいつ製造・輸入されたのかということについては、販売の現場だけではなかなか分からないことがあるはずですので、そこについては、流通の実態を踏まえた上で、その製造業者、あるいは輸入業者に、このような協力をしてほしいといったことも、ガイドライン的なもので示していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、日本玩具協会様、どうぞ。

○菅家オブザーバー 日本玩具協会から一言、御発言をさせていただきたいと存じます。

6月の検討会の報告、また、本小委員会での審議を通じまして、経済産業省御当局には、強制規格、S Tマークの共存・協働の方向で、法規制のスキームの検討作業を進めていただきました。検討の過程におきまして、幾つかの課題が判明してまいりましたが、法律の手当てが必要なものについては、今回の委員会取りまとめ（案）のラインに沿いまして、法改正への対応を進めていただけるものと受け止めております。

玩具の規制は、他の特定製品やこどもの製品と異なりまして、単品の規制ではございません。集約的な製品規制となってまいります。製品の種類も、ホビー商品などを除いても、純玩具だけでも15万種類ございまして、販売も、露店など様々なところで販売されてございます。また、玩具安全基準の試験項目は70に上りますし、海外のメーカーの商品への対応も必要となってくるものと思っております。

規制導入に伴いまして、事前に気づけなかった課題の顕在化がまたいろいろと生じてまいります。それらを短期間のうちに一挙に片づけようとする、かえって、安全を守っております現場におきまして混乱が生じる可能性が高いと思っております。

本日の中間取りまとめにおきまして、玩具については、事故の様態等を含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層の玩具をまずは対象にすることから検討してはどうかとの文言がありますが、まずは規制スキームの枠組みづくりを優先し、規制対象については、リスクの高い低年齢層の玩具から始め、足場を固めつつ、段階を追って漸進的に対応を進めていくのがよいのではないかと考えております。

日本の玩具には、世界的にも優れたメリットのあるS Tマーク制度がございますので、その活用をさらに進めることで、法規制とS Tマークの制度が相まった形で、玩具の安全を確保できるのではないかと考えております。

玩具の安全は、国際的にも物理的安全性と化学的安全性がセットになっております。玩具の化学的安全性は厚生労働省の所管になってまいります。玩具の安全規制は、厚労省の規制改定の動向なども踏まえつつ、短期・中期・長期の視点で対応を進めていただければと存じます。

なお、規制の立ち上げの局面といたしましては、本日の中間取りまとめ（案）、御当局の御説明のラインで御対応いただくのが適切ではないかと考えております。

本委員会の委員の皆様におかれましては、行政規格とS Tマークの共存の重要性につきまして御理解いただき、法規制とS Tマークが共存・協働の方向で審議を進めていただいたことに御礼申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。

ほかに、オブザーバーの方で御意見ございますか。

それでは、日本リユース機構様、どうぞお願いいたします。

○波多部オブザーバー　　ありがとうございます。日本リユース機構の波多部でございます。

私ども中古業界としまして、考え方は、先ほどの日本リユース業協会さんとかなり似ていると思

うのですが、その中でも、ST・SGマークは、消費者の方々がどれぐらい認識されているのかというののもう一つ知りたいなと思っております。

日本国内で販売されている商品は、皆さん、安心・安全には気を使わなくても、安心・安全なものが流通していると思われている部分がかかなり多いのではないかなと思われまますので、ST・SGマークの消費者喚起といいますか、教育をお願いしたいと思ひます。

それと、中古品になりますので、耐用年数はどれぐらいあるかというのは、メーカー様、また、輸入事業者様の御協力が必要になってくると思ひます。それで、各分野の方々がばらばらにやるのではなくて、メーカー様、輸入事業者様、プラットフォーマー様、中古業者、消費者の方々も、もっとこうしたらいいのではないかとか、また、最終の取りまとめのときには、安心のためには、こういう形でつくれたらいいなというのができてくれればありがたいなと思ひております。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで事務局から、御発言に対するコメントをお願いします。

○佐藤製品安全課長 ありがとうございます。オブザーバーの皆様も、御指摘いただきまして、大変ありがとうございました。

頂戴しました御指摘について、事務局から回答申し上げたいと思ひます。

まず、オンラインマーケットプレイス協議会様から何点か御指摘いただきました。国内管理人の話、また、販売事業者様との関係などを含めまして、まさに実効性が高まるような仕組みにという御趣旨だったかなと思ひております。

今、制度の大枠について御審議いただきまして、中間取りまとめという形でまとめさせていただいてありますが、詳細については、私ども、引き続き、しっかり検討していきたいと思ひてございませすし、その際に、御相談しながら実効性あるものにさせていただければと思ひてございませす。

また、玩具などや中古品などについても、事故が起きてしまっているような場合であれば、C to Cも含めて、プレッジの対応でといった御指摘も頂きました。

こちらは大変心強い御指摘を頂いたかなと思ひてございませすし、現状、玩具などは、私どもの国の法制度において、事前規制の対象にはなっておりませすませんが、万が一、重大な製品事故が起きてしまった場合には、メーカー様などに報告いただくという仕組みの中には入っているものでございませす。こうした取組とも連携させていただきながら、引き続きの対応を御相談できればと思ひてございませす。

また、パブコメなどにかけるのかといった御指摘も頂きました。すみませす。これは最後にまと

めて申し上げようと思っていたところではあるのですが、今回、中間取りまとめ（案）ということで、委員の皆様にご理解を頂ければ、この後、パブリックコメントなども実施できればと考えてございます。

中間取りまとめという位置づけについて、私の先ほどの説明が悪くて、理解がなかなか難しかったところもあるかと思うのですが、今回は、一回、中間取りまとめという形で整理させていただきますが、これは、過去の製品安全小委員会の報告書なども見させていただきますと、制度の大枠をまずは中間取りまとめで整理させていただきますして、詳細について、改めて検討を深めた上で、最終取りまとめという形で整理している例が多くございますので、今回もそれに倣わせていただいたところでございます。

ですので、委員の皆様方には、引き続き、制度の詳細な部分も含めまして御相談させていただきながら、最終取りまとめまで議論をさせていただければと考えてございます。

製品安全協会様からも、ベビーカーや抱っこひもの例示を挙げていただきながら、国内外の基準の違いについても御指摘を頂きました。

基準づくりは、まさにこれから私どもがしっかり考えるべきテーマの一つかと思っております。御指摘いただいたような論点もしっかり意識した上で、一番大事なのは、国内の消費者の皆様にご安全に使っていただけるという点でございますので、御指摘の点も意識した上で、基準づくりの議論をさせていただければと考えてございます。

また、耐用年数の話は、製品安全協会様や日本リユース機構様から御指摘いただきました。

これは製品ごとに違ってくるところがあるかなと思っておりますが、どのような情報発信をしていくと、消費者の皆様にごしっかりお伝えできるのかといった点も含めて御相談できればと思っております。

また、日本リユース業協会様から、メーカー様の協力が欠かせないのだといった御指摘も頂きました。

今後、制度面の検討を進めるに当たり、ないしは業界における自主的な取組を進めていただくに当たりましても、関係業界の皆様との連携した取組は不可欠かなと思っております。今回の報告書のエッセンスの中の一つにも、そういったメッセージを組み込ませていただいたつもりではございますが、我々が制度を考えるに当たっても、頂いたような点はしっかり考えたいと思ひますし、自発的な取組を進めていただくに当たりましても、私どもは、そういった関係業界様との連携がごしっかり進むような環境づくりをさせていただければと思ひてございます。

日本チェーンストア協会様からは、現場で混乱しないように、ガイドラインという言及もござい

ました。オンラインマーケットプレイス協議会様におっしゃっていただいた論点の実効性といったところとも連動してまいります、私どもも、現場で混乱を招くことがないように、しっかりと実効性のある仕組みをつくっていきたいと思っております。

日本玩具協会様からは、S Tマークとの連携・共存という御指摘も頂きました。これまで安全確保をしっかりと図ってきていただいた取組だと、我々としても改めて認識をさせていただいておりますので、双方がしっかり機能することで、こどもの安全確保ができるような仕組みづくりをさせていただければと考えているところでございます。

私からは、一旦、以上でございます。ありがとうございます。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございます。

今後のこの取りまとめ（案）に関する進め方についても御説明いただきましたが、特段、御異論ないかと思いますが、何か御意見ございますか。

それでは、本委員会において、この中間取りまとめ（案）につきまして了承することといたしまして、パブリックコメントを経た後に、次の段階に進むということで取り扱わせていただきたいと思います。

今後、パブリックコメントに諮るに際しまして、文言の一部の修正、あるいはパブリックコメントの意見を踏まえた修正につきましては、委員長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。よろしければ、拍手ボタンでも御意見でも結構ですが、頂ければと思います。

ありがとうございます。それでは、異議なしということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局より、連絡事項をお願いいたします。

○佐藤製品安全課長 改めまして、事務局でございます。

まず、委員の皆様はじめ、皆様方、御審議いただきまして、ありがとうございます。また、中間取りまとめ（案）につきまして、御了承いただきまして、こちらも御礼申し上げたいと思います。

委員長からも触れていただきましたとおり、今後、パブリックコメントなども実施できればと思っております。開始時など節目におきまして、皆様方にまた御連絡させていただきながら、取組を進めたいと考えております。

本日の審議の議事録につきましては、事務局にて作成させていただきました上で、後日、委員の皆様方に御確認いただいた上で、ホームページで公表する予定とさせていただいているところでございます。

また、次回の製品安全小委員会につきましては、これは毎年度開催させていただいておりますが、

製品安全政策全体の進捗や取組状況の御報告といったことを議題といたしまして、できれば来年3月頃に開催できればと考えてございます。

日程調整を含めまして、詳細につきましては、また私どもから御連絡申し上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、本日の議論はここまでさせていただきますが、最後に、私も一言、御挨拶をさせていただきます。

今回の取りまとめの最後のほうにございましたが、4法も半世紀たったのかということで、そういった節目の年に、製品安全の骨格となる枠組みについての議論の場が設けられて、そういう場に我々委員として参加させていただいたのは大変貴重な経験だったなと思っております。

また、委員の皆さんに非常に率直に、真摯なお立場で議論いただいて、おかげをもって大変すばらしい中間取りまとめ（案）ができたなと感じております。

制度としての細目を具体化していくに当たりまして、これからもまだいろいろな調整があるのだろうと思いますが、引き続き、事務局及び委員の皆さん、また、オブザーバーの皆さんに御協力を頂ければなと思っております。

以上でございます。

それでは、最後に、辻本技術総括・保安審議官より、御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○辻本技術総括・保安審議官　技術総括・保安審議官の辻本でございます。

三上委員長はじめ、委員の先生方、オブザーバーの皆様、大変活発な議論、ありがとうございます。

中間取りまとめにつきましても、この方向でまとめていただきましたし、制度的措置の方向性についても、頂いた御意見を基に、我々、これから鋭意検討を進めたいと思います。

もともと本件は、インターネット取引の増加に伴う海外事業者からの製品・商品の流入をどう考えるかという話、また、子ども用製品の問題をどう考えるかという2点でございました。ただ、本日も多くの御指摘をいただきました国際基準との関係、表示の方法、中古品をどうするのか、消費者との関係をどうするのか、加えて、一番重要な実効性の部分もあったかと思えます。

我々、これから制度的措置のところについて、考えを深めてまいります。委員の先生方、オブザーバーの皆さんからの御指摘を踏まえながら、よりよき制度をつくっていく。そのために何が必

要かというところについて、皆様から御示唆いただきながらやっていければと思います。

ただ、一つ、私も今日の感想めいたことを申し上げますと、これは国だけでは絶対無理です。事業者だけでも無理です。団体の方々、委員の方々、消費者の方々、全員で製品安全の文化をつくっていかないと、究極の目的である消費者の製品の安全の部分に届かないと思います。

先ほど三上委員長が言われたように、50年の節目ということで、50年前、この法律ができた際には、当然ながら、インターネット取引も何もなかったものですから、全然違うメンバーと全然違う議論をしていたと思います。時代に即した形での制度をどうつくっていくかというところにつきまして、引き続き、皆様から御示唆を頂きながら、我々も取り組んでまいりたいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第13回の製品安全小委員会を終了いたしたいと思います。

本日は、御多忙中のところ、長時間にわたり、御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——